

# ファイナンシャル・プランニング契約書

甲と乙とは、ファイナンシャル・プランニング業務の委託に関し、以下のとおり契約（以下「本契約」という）を締結する。

## 第1条（委託内容）

1 甲は、乙に対し、以下に定めるファイナンシャル・プランニング業務（以下「本件業務」という。）を委託し、乙はこれを受託する。

### 【委託するファイナンシャル・プランニング業務の内容及び範囲】

※該当するものにレ点を付す。

ライフプランのシミュレーションの作成

住宅ローンの返済プランの作成

相談業務（資産運用/相続）

その他（ ）

2 乙は、一般社団法人 金融財政事情研究会が運営するファイナンシャル・プランニング技能士センターの諸規程に従って、本件業務を遂行するものとする。

## 第2条（報酬）

1 本件業務の報酬は、金 \_\_\_\_\_ 円（税込）とする。

2 甲は、乙に対し、本件業務の終了後 \_\_\_\_\_ 日以内に、前項の報酬を次の銀行口座に振り込んで支払う。ただし、振込手数料は乙の負担とする。

●●銀行 ●●支店 普通預金

口座番号 ●●●●●●●●

口座名義 ●●●●●●●●

## 第3条（実費）

本件業務の処理に要する印紙代、郵便切手代、交通費、通信費その他の実費が発生した場合は、甲がこれを負担する。

## 第4条（協力義務）

甲は、乙に対して、本件業務のために必要となる資料及び情報を提供するように協力する。

## 第5条（秘密保持）

1 乙は、本件業務に関して取得した甲の情報を、正当な事由がない限り、甲が事前に承諾した者以外の第三者に開示してはならない。

2 前項の規定は、本件業務の終了後も効力を有する。

## 第6条（本件業務完了前の終了）

本契約が解除その他の事由により本件業務の完了前に終了したときは、甲は、乙に対し、その時点までになされた履行割合に応じた額の報酬を支払うものとする。

## 第7条（本契約の解除）

乙は、以下の事由が生じた場合、直ちに本契約を解除することができる。

- (1) 報酬又は実費が支払期限までに支払われないとき。
- (2) 甲乙間の信頼関係を維持できない状態になったと乙が判断したとき。

## 第8条（責任）

- 1 乙は、本件業務に関して、将来の結果を保証するものではなく、甲は、自らの責任において、本件業務で示されるライフプランニングの検討及び実行を行うものとする。
- 2 乙が、本契約に違反し、甲に損害を与えた場合、乙は、受領した報酬額の総額を限度として、その損害を賠償する。

## 第9条（不可抗力）

天災、コンピューターウィルス等による情報漏えい、その他不可抗力による本契約の全部又は一部（金銭債務を除く）の履行遅滞又は履行不能については、いずれの当事者もその責任を負わない。

## 第10条（協議）

甲及び乙は、本契約の規定に関する解釈上の疑義、又は規定に定めのない事項については、法令及び商慣習によるほか、信義誠実の精神に基づき協議を行い解決する。

## 第11条（合意管轄裁判所）

本契約に係る一切の紛争については、山口地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とする。

本契約の成立を証するため本書2通を作成し、各自記名押印の上、各1通を保有する。

年 月 日

甲：

ⓐ

乙：山口県下松市楠木町1丁目5-3 藤田ビル1C

財なび1級FP技能士事務所

代表 小林 一郎 ⓐ